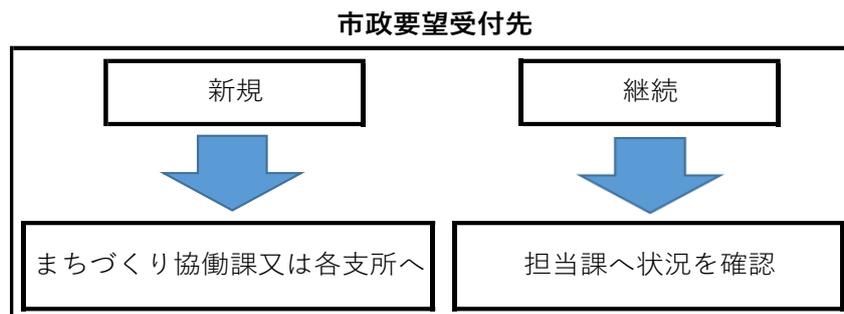


市政に対する要望について



<提出に当たってのお願い>

◇要望事項は、総会や役員会等を経て、自治会の総意として、別紙様式により提出期限までに提出ください。

道路の陥没等、緊急を要するものは市に直接お問い合わせください。

【注】・要望箇所がわかるようA4サイズで位置図、参考資料（写真等）をクリップ留めにて添付ください。

・1項目について1枚提出お願いします。（担当課が異なる場合があるため）

◇過去に要望いただいた案件については、その当時の回答を再度御確認ください。

①回答が「令和〇年度に実施します。」の場合・・・予定年度実施に向けて準備を進めています。要望書提出前に担当課へお問合せください。

②回答が「見送ります。」等の場合・・・状況に大きな変化がない場合、過去の回答のとおりとなりますので御理解ください。

◇自治会への様々な支援制度等については、「まちづくり資料集」に担当課の連絡先も含めて掲載しておりますので、直接お問い合わせください。

◇地元で管理いただいている法定外公共物については、「まちづくり資料集」に掲載の「道路等の維持補修用原材料支給」、「土木工事等補助金」がありますので、担当課（管理課 0748-24-5654）へ御相談ください。

※法定外公共物：一般的には、里道（赤線）・水路（青線）と呼ばれております。

◇「公安委員会、国、県に対する要望」については、関係機関と協議を行い、状況や見込みについて自治会へ回答します。

○公安委員会に関すること。（信号機、横断歩道、一旦停止、標識の設置、交通規制等）

○国、県に関すること。（国道、県道、一級河川等）

<提出期限>

◎予算措置を伴う国、県、市に関する要望 8月末まで

（次年度予算に反映できるようにするため）